

# Montesquieu の経済思想についての試論（続）

津田内匠

前稿<sup>1)</sup>でのべたように、Montesquieu の体系は、フランス絶対王制の批判をめざす貴族中間権力の構想に由来するものであり、かれの経済思想もこの構想を支えるものとしての基本的性格をもっている。前稿では、われわれは、まづかれの奢侈論を検討した。ひきつづき、Montesquieu の経済思想の要点を検討してみることにしよう。

## I

Montesquieu は主として『法の精神』第 XX 篇と第 XXI 篇で商業論を示している。これは、かれの経済論のなかでは最も多くのページを割かれている部分であるが、他の経済論と同様に政体論との関係が複雑で、そのいうところは必ずしも明解ではない。とくに国内商業についての言及がほとんどなく、他の経済活動との関連はほとんどかがわれない。そこで普通 Montesquieu の商業論には「論理的紐帯がない」といわれ、方法的説明はできないといわれる<sup>2)</sup>。たしかにそれは脈絡のない観察・不完全で相互に矛盾する論述の連続であるともいえるが、本稿の主題とする観点からすれば、そこにフランス絶対王制とコルベルチズムに対する批判という 1 つの実践的な基本線を見ることができる。第 XX 篇は各政体における商業のあり方をめぐってのコルベルチズム批判であり、第 XXI 篇は世界の商業史をとおしてみたコルベルチズム批判であるといえよう。

Montesquieu は両篇を通じて、商業の性質・機能をかれの方法に即し、てきわめて相対主義的に規定している。かれによれば、「余剩物を有用にし、有用物を必要にするのが商業の性質」(XX・23)である。つまり商業は相互に欲望をみたすことからはじまり、さらに欲望・需要を開発することを本来的な機能とするのであり、自然条件を異にし欲望を異なる南北諸民族を相互に結びつけ、そこに「1種の均衡」を成立させるのである(XXI・3)。すなわち「ともに交易する 2 国民は相互に依存する

ようになる。一方が買う利益をもてば、他方は売る利益をもつ。そしてすべての結合が相互的欲求の上に築かれる」(XX・2)。Montesquieu は、こうした人類の商業の歴史を「諸民族のコミュニケーションの歴史」(XXI・5)とみるのであり、かれはそこにたんなる物質交易の手段をみるだけでなく、諸民族の習俗・生活様式の変革、あるいは歴史の展開の動因の 1 つをみるのである。このように規定される商業の機能をみたす前提となるのは「自由」である。Montesquieu は、商業は本質的に「自由」を求めて移動する(XXI・5)といい、「商業の自然的結果は平和に到達させる(XX・2)ことである」という。また Montesquieu は、商業の精神が「一方では強奪に反対し、他方では自己の利害を厳密に検討せず他人の利害のためにそれを無視するようなモラルに反対する・1種の厳密な正義の感情を人々に与える」とのべ(XX・2)，また商業が「勤労」を背景とするものであることを指摘する。このようなかれの商業観自体すでにフランス絶対王制の現実に対する批判から出発していることはいうまでもないが、Montesquieu の商業論の基本的な特徴は、その商業・政体論である。

Montesquieu の商業論は全体として 1 つの重要な基本的区分にもとづいている。重要な区分というのは、現実的であるとか客観的であるとかではなく、まさに非現実的ではあるが、かれの体系に即したものであり、体系の矛盾を積極的に示しているからにはかならない。かれによれば、「商業は政体の構成に関係する」(XX・4)。そしてすべての商業は 2 種類に分類される。すなわち「唯一者の政体においては、通常、商業は奢侈にもとづく」し、「多数者の政体においては、しばしば、商業は節約にもとづく」という(XX・4)。Montesquieu はここで 2 種類の商業を全く機械的に各政体に分けているのではない。ただ「節約の商業」(le commerce d'économie)は「多数者の政体に本質的に関係し、君主政には偶然的に関係する」(XX・4)というのである。君主政体が節約の商業から全く排除され、共和政体が奢侈の商業(le commerce de luxe)と全く無関係というわけではない。Montesquieu のいう「節約の商業」とはなにか。Mon-

1) 津田内匠「Montesquieu の経済思想についての試論」『経済研究』16 卷 2 号。

2) C. de la Taille-Lolainville, *Les idées économiques et financières de Montesquieu*, Paris, 1940, p. 194.

tesquieu はそもそも「土地の不毛」のため、古代のマルセーユやカルタゴ、近代のオランダのように、かれらの「質素」と「勤労」によって「かれらの生活資料を世界中からひきだし」(XX・5)、また「かれらを世界の諸国民に必要ならしめた」(XX・6) 1種の仲介貿易を意味するようである。ただそれだけの特徴ではない。「勤労」といい「質素」というのは、ただ個人的なそれではなく、その社会の全体的な利害と密着したそれであって、かれらは、世界のすみずみの複雑に多様な生産物と諸民族の欲求を知悉し、僅少ではあるがたえず確実な利潤を求めて行動すると、Montesquieu は理解している。だからこのような商業国家では「1つの商業は他の商業へ導き、小さな商業は中位の商業へ、中位の商業は大きな商業へと導く。そして僅少な儲けしか望まなかつたものが、多くの儲けを望めるようになる」(XX・4) というのである。また Montesquieu は、君主政においては、商人と公務の密接な関連は疑わしいものとされるが、共和政においては、その関連は信頼され、しかも財産権の保証があるために商業上の大事業は君主政にではなく、多数者統治の政体に適している」(XX・4) と指摘する。たとえば銀行の役割について Montesquieu のいうところによれば、「節約の商業」を営なむ国においては、銀行の設立は「その信用によって価値上の新しい表徴を作りだす」、しかし「奢侈の商業」を営なむ「唯一者の政体」においては、経済力と権力の君主における集中、つまり君主の専制化をもたらすだけであるとされている(XX・10)。では「奢侈の商業」とはなにか、それは「現実的な欲求にもとづくものではあるが、その主たる目的はこの商業を営なむ国民に、傲慢、快樂、気まぐれに役立つものをすべて与えることである」という(XX・4)。「奢侈の商業」は「節約の商業」ほど明確な規定を与えられていない。しかし Montesquieu は第 XXI 篇の前半では、世界の商業史の上で「節約の商業」を営なんだフェニキア、カルタゴと対比して、「奢侈の商業」をおこなったのは「アジアの諸帝国」(専制政体)であり、この場合「奢侈の商業」とは「征服によって通商をおこなう」ことと同一とされている(XXI・6)。

## II

では、この奇妙な商業・政体論からなにを理解すべきであろうか。Montesquieu の 2 つの種類の商業に対する規定はあまり明確ではないが、すくなくともかれが「多数者の政体」の「節約の商業」を称賛していることだけははっきりしている。多くの論者は、ここで文字どおり Montesquieu が共和政の商業に優位を認めたとするのだが、同時に Montesquieu はイギリスの経済活動を模

範としたと説明して、Montesquieu の矛盾をそのままもちこむことになるのである。Montesquieu がイギリスの経済体制に多くの範例をみていたことは確かである。このことについては後で述べるが、Montesquieu 自身はイギリスを君主政の 1 つの典型として描き、その航海条令を「節約の商業を営なむ諸国家を押えるにきわめて適切な法」(XX・8) と認めているのである。

ここで注意すべき点は、Montesquieu が商業活動と政体区分を基本的には「多数者の政体」(民主政・貴族政)と「唯一者の政体」(君主政・専制政)としていることである。そして Montesquieu の分類のなかに各政体の理想的典型と現実の意識的混同がみとめられるのである。つまり Montesquieu は「多数者統治の政体」の「節約の商業」を称揚する場合、主として古代共和政の商業国家を引例し、現実の共和政諸国家に対しては全面的に肯定的ではなく、むしろ批判的であった。たとえば、かれは「商業の精神は諸国民を結合するが、同様に個々人を結合しない。商業の精神によってのみ人びとが支配されている国々では、すべての人間的行動やすべてのモラルまでが取引きの対象とされる」(XX・2) とオランダを非難し、またボーランドの貴族政体においては、国内の「勤労」と遊離した形でおこなわれる貴族の奢侈のために、ボーランドの商業はむしろ貧困をもたらしていると指摘している(XX・23)。一方 Montesquieu は「唯一者の政体」の奢侈の商業を非難する場合、引例されるのは専制政の典型とされる「アジアの諸帝国」だけであり、現実のイギリスの経済体制に対してはむしろ多くの称賛を惜しまないのであり、またフランスの商人と貴族の商業をめぐってのあり方についてはこれをむしろ誇示しているのである。(XX・22)

以上によってほんあきらかに、この Montesquieu の一見複雑で奇妙な商業・政体論の意図するところは、「唯一者の政体」を「多数者の政体」と対比させ、そのかぎりで君主政を専制政とほとんど同一に論ずることによって、国内の経済体制を無視した王室中心の奢侈的消費や奢侈品のダンピング輸出による貿易差額の獲得や武力を背景とした国際競争を強行する現実のフランス絶対王制とコルベルチズムに対する警告であり批判である。

では、Montesquieu はこのような現実批判の背後に具体的にはどのような商業活動を構想していたのであるか。さきにものべたように、この点はあまり明確ではない。しかしきれはかれが「奢侈の商業」と呼ぶ「勤労」にもとづかない商業活動を非難したが、「奢侈」を非難したのではない。それはすでに前稿でみたところであるが、

Montesquieu は対外商業が奢侈産業を通じて国内の経済活動の諸分野の平行的発展を刺激することを認めてい る。「商業の効果は富である。富の結果は奢侈である。 奢侈の結果は諸技術の完成である」(XXI・6)。そして 「奢侈の歴史は商業史の傑出した部分である」(XXI・6)。 問題は「奢侈」のあり方であり、商業・政体論は商業と 「勤労」の結びつきについての暗示的な提言とみることができよう。これについては積極的な提言はないが、 Montesquieu がイギリスの経済活動を評する断片的見解のなかにいくつかの意見がみとめられる。さきにものべたように Montesquieu はイギリスの航海条令には批判的であった。したがってかれはこれと対抗的な世界商業の構想をもちながら、反面イギリスの航海条令の背景をなすイギリスの国内経済体制と国家的制限とに称賛を与えていた。かれは「イギリスは商人を拘束する。しかしそれは商業のためである」と指摘し、イギリスの羊毛輸出禁止・航海規則等の例をあげ、「商業の自由とは、商人がしたいことを自由にできる権能ではない」(XX・12)とのべている。かれによれば、「商業の目的は国家利益のためにする商品の輸出および輸入である」(XX・13)からである。しかしこれは商業活動に対する国家の介入・統制を肯定するものではなく、むしろその逆であるが、 Montesquieu の理解では、立法者が国民の利害を正しく体現していれば自由が支配しているといえるのであって、「自由の国においてこそ、商人は無数の矛盾をみいだす」(XX・12)のである。

Montesquieu の「一般的準則」によれば、「隸従状態にある国民にあっては、ひとは獲得するよりも保持するためにいっそう働き、自由な国民にあっては、ひとは保持するよりも獲得するためにいっそう働く」(XX・4)のであり、かれの商業・政体論のもつ意味も、自由と商業の関係についての暗示的提言であるとも考えられる。ここで、Montesquieu の商業にかんする考察は国内経済体制の諸関連について向けられるよりは、この政治的経済的自由の確保という点に向けられる。Montesquieu は君主の商業は独占を生み専制政をもたらすとして、これを排撃する(XX・19)。かれはまた貴族の商業は「商業の精神に反し」、「君主政の精神に反し」イギリスにおけるように「君主政の弱体化」をもたらす(XX・21)として、これも排撃する。かれはフランスの伝統的習慣にもとづき、君主政の原理=「名誉」の観点にたって、貴族に商業活動を認めず、貴族中間権力によって確保された政治的自由の保証のもとで、「第3階級」に経済的自由を与え、なおかつ商人の貴族化を許すことによって「富に徳

性の価値を与える政体」(XX・22)の実現を期待するのである。

Montesquieu は対外商業の発生をつきのように要約している。「富は土地また動産からなる」。各国の土地はその住民によって所有されて各国に属するが、動産たとえば金銭、証券、為替手形、会社の株券、船舶その他すべての商品は世界全体に属す。したがって「全世界はすべての社会がその構成員であるような唯一の国家を構成する。そしてこれらの動産を最も多く所有する国民が最も富裕である」ことになる。これらの動産はそれぞれ「農産物により、労働者の労働により、勤労により、発見により、偶然によってさえも獲保される」のであり「諸国民の貪欲が全世界の動産を争う」ことになる(XXI・22)。Montesquieu は対外商業の原則として順なる貿易差額を求めるのであるが(XX・23)、その場合かれは「あらゆる利益が相互的である近隣の諸国民とよりはよい条件で通商をおこなうことができる」植民地貿易の必然性と正当性を認めている(XXI・21)。

### III

Montesquieu の貨幣論(『法の精神』第 XXII 篇)はかれの経済論中、最もよく整備されたものと言われており、その機械的数量説はよく知られている。

Montesquieu によれば、「貨幣はあらゆる商品の価値を代表する表徴である」(XXII・2)。また「貨幣が物の表徴であり、かつこれを代表すると同様に、物はそれぞれ貨幣の表徴であり、かつそれを代表する」(XXII・2)。したがって「物の価格は基本的に常に物の総体の、表徴の総体に対する比によって設定されるのである」(XXII・7)。機械的数量説といわれる Montesquieu の貨幣論はここから生じる。これによって Montesquieu が実践的に提示しようとするのは、「君主または行政官は、1 対 10 の関係は 1 対 20 の関係に等しいことを命令によって制定することができないと同様に、商品の価値を決定できない」(XXII・7)ということであり、また貨幣と物が「相互に表徴である場合、すなわち両者の相対的価値において、一方をただちに他方と交換しうる場合、国家は繁栄状態にある。これは制限政体においてのみ生じうる」(XXII・2)ということである。「専制政体にあっては」、「物は決して貨幣を代表しない」(XXII・2)からである。一方、この制限政体においてのみ、「商業の増大は継続的におこる銀の増大により、またわれわれに新しい農産物と商品とを与える新しい陸地と海洋との新しい交通によって生じる」(XXII・8)といいうるのである。

Montesquieu はさらに「銀は貨幣としては、君主が

ある関係において決定しうるが、他の関係においては決定しえない1つの価値をもっている」(XXII・10)とのべて為替相場について言及し、「為替相場は貨幣の現実的かつ一時的の価値の決定である」(XXII・10)として、為替相場が君主の専制を防ぎ「専制国家を拘束する」(XXII・13)ことを強調する。

Montesquieu の貴族中間権力の構想を支える経済論として、よくその特徴を示しているものは租税論『法の精神』(第 XIII 篇)であろう。「国家収入は、各市民が自己的財産の安全を保ち、またはこれを安んじて享有するために提供する自己の財産の一部である」(XIII・1)という説からも知られるように、Montesquieu の租税論の基本は租税利益説にある。そしてかれの租税論の特徴は、国王の権力と市民の経済力を媒介する貴族中間権力が、王室財政と市民の経済活動とを同時に保証しようとする点にあり、徵税の第1原則は市民の勤労の尊重という点におかれている。Montesquieu は一般的には、「国家の想像的要求のために、人民から彼らの現実的要請を奪ってはならない」(XIII・1)と理解しており、したがってまづ「人民が勤勉であるためには重課が必要である」という・それまでの重商主義的租税観を否定し(XIII・2)，逆に租税を政体の種類、経済活動の状態、つまり政治的経済的自由の度合との厳密な関連のもとで考察しようとするのである。Montesquieu は、「自然からひきだされた準則」として、「臣下の自由に比例して税は増大可能であるが、隸従状態が増すにつれて税は軽減されざるをえない」と考えている(XIII・12)。したがってかれは君主政においては、「政体の節度がそこで富を獲得させるから」人民の重い税負担が可能であり、この場合、租税は「君主が法を尊重するが故の、君主への報償」(XIII・13)であると理解するのである。Montesquieu は税の種類と政体との関係について、専制政体や隸従状態では政治的経済的自由の保証がないので、人頭税がより自然であり、制限政体においては経済活動が保証されるので、商品に対する課税がより自然であると主張する。「政体が穏和であればあるほど、自由の精神が支配的であればあるほど、財産が安全であればあるほど」、商人は商品税によって、いわば「国家に前貸しをすることが容易である」(XIII・14)といふのである。このように、Montesquieu は租税を政治的経済的自由との関連で考察し、租税は法を尊重する「君主への報償」と理解するのであるから、この原則に反する国王による恣意的な軍隊の増大と徵税請負人制度に厳しく反対する。軍隊の増大は経済状態を無視した「租税の不断の増大」をまねき、「全世界の富と商業とを擁しながら貧困」の状態をもたらすからであり(XIII・17)，徵税請負人は君主に対してさえ専制的となり、「立法者でもないので、君主を強制して法を作らせるからであり(XIII・19)，君主政の精神である「名誉」の原理に反するからである(XIII・20)。

#### IV

以上は Montesquieu の経済思想のごく概略にすぎないが、このほかにも「勤労」尊重の立場からの公債否定論と救貧院廃止論とが注目に値しよう。公債は、かれが租税論で批判した国家の「想像的要請」にほかならないばかりでなく「国家の真の収入が有閑人へ移されるため、活動性と勤労とを有する人々からそれが奪われる。つまり労働のための便宜が労働しない者に与えられ、労働のための困難が労働する者に与えられる」からである(XXII・17)。またかれによれば、「1国の富は多くの勤労を前提とする」のであるから、勤労を妨げ「怠惰の精神」を助長する救貧院は個人的貧困とともに国家的貧困を増大させるものにはかならない(XXIII・29)。

前稿でも指摘したように、Montesquieu の経済思想には一貫した理論体系はみられないが、以上のような貴族中間権力の構想の一環としてのかれの経済思想は、主として「奢侈」と「勤労」の2つの観点で支えられているといえよう。すなわち、さきの複雑な商業一政体論の意味するところも、Montesquieu が「節約の商業」としての一種の仲介貿易を承認しているのではなく、前期的独占や高利潤に反対し、「奢侈」と「勤労」の調和した国内経済体制を背景とする对外商業を主張しているのであって、そこに一種の国民的富の形成を目指していることがうかがえるのである。ただし「奢侈」と「勤労」の調和という考えは、Montesquieu に特徴的なことではなく、典型的な1つの重商主義経済論にすぎない。ここで Montesquieu に特徴的といえることは、かれが「奢侈」と「勤労」の調和をきわめて相対主義的な貴族中間権力の構想のなかで展開したことであろう。したがって「勤労」の尊重といつても価値論や生産的分析に立入ることはないが、かれは王室財政の維持から勤労人民の解放にいたる素朴ではあるが巾広い一種の国民経済論を提示した。Montesquieu の商業論はのちに Forbonnais に引きつがれ、また Montesquieu の救貧院廃止論その他の「勤労」尊重論、貨幣論は Turgot に発展されることになる。また Montesquieu の奢侈論のイギリス的展開が、Hume や James Steuart のそれぞれの所論にみられるようになるのである。われわれは、つきに稿を改めて、これらの関連を検討しなければならない。